

＜参考＞

騒音規制法特定施設

別表第1. (第1条関係).

1. 金属加工機械

- イ. 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)
- ロ. 製管機械
- ハ. ベンディングマシン (ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
- ニ. 液圧プレス (矯正プレスを除く。)
- ホ. 機械プレス (呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。)
- ヘ. せん断機 (原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
- ト. 鍛造機
- チ. ワイヤーフォーミングマシン
- リ. ブラスト (タンブラー以外のものであつて、密閉式のものを除く。)
- ヌ. タンブラー
- ル. 切断機 (といしを用いるものに限る。)

2. 空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

4. 織機 (原動機を用いるものに限る。)

5. 建設用資材製造機械

- イ. コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。)
- ロ. アスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)

6. 穀物用製粉機 (ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

7. 木材加工機械

- イ. ドラムバーカー
- ロ. チッパー (原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
- ハ. 碎木機

ニ. 帯のこ盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)

ホ. 丸のこ盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)

ヘ. かんな盤 (原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)

8. 抄紙機

9. 印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)

10. 合成樹脂用射出成形機

11. 鑄型造型機 (ジョルト式のものに限る。).